

ポイント 連結子法人は、連結納税の開始又は加入する際に単体納税時の含み損益を一旦清算してから加入する必要があります。但し、一定の要件を満たす連結子法人については、時価評価の対象外として取り扱います。

平成 22 年度の大きな改正として、時価評価対象外法人は、個別所得の範囲内で欠損金の持込が可能となりました。

A10

(1) イメージで確認してみましょう

所得		貸借対照表			
当期利益	30	資産	200	負債	120
評価損	125	(うち含み損)	(125)	純資産	80
当期所得	-95			(うち当期利益)	(30)

↓
欠損金は切り捨て

(2) 時価評価対象資産

以下の資産のうち、その含み損益がその子法人の資本金等の金額の 2 分の 1 又は 1,000 万円のいずれか少ない金額に満たないものは、時価評価の対象外となります。

	資産の区分	判定単位	
1	減価償却資産	①建物	一棟ごと
		②機械及び装置	一の生産設備又は一台若しくは一基
		③その他減価償却資産	①又は②に準じた区分ごと
2(注 1)	棚卸資産たる土地等	一筆ごと	
3(注 2)	有価証券	その銘柄の異なるごと	
4	金銭債権	一の債務者ごと	
5	繰延資産	通常取引単位を基準として区分	

(注 1) 棚卸資産は含まれませんが、棚卸資産である土地(土地の上に存する権利を含む)は含みます。

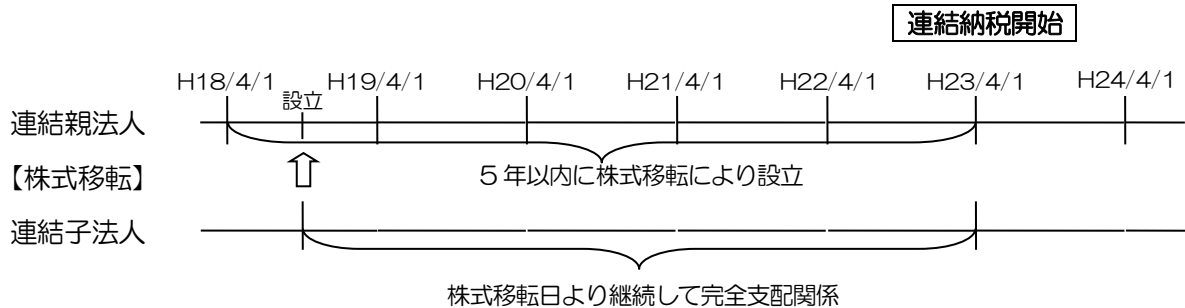
(注 2) 売買目的有価証券及び償還有価証券を除く

(3) 時価評価対象外子法人

支配が継続している子法人については、連結納税加入前後で経済的実態がなんら変わることがないため、以下の一定の要件を満たす連結子法人については時価評価対象外として取り扱われます。

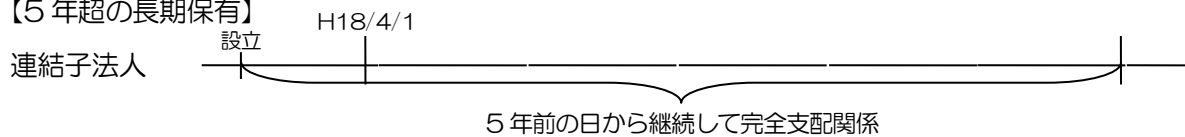
- ※
 ①親法人が5年以内に株式移転により設立され、かつ、株式移転日より継続して完全支配関係がある完全子法人

※最初の連結事業年度開始の日の5年前の日から連結事業年度開始の日まで（以下同じ）



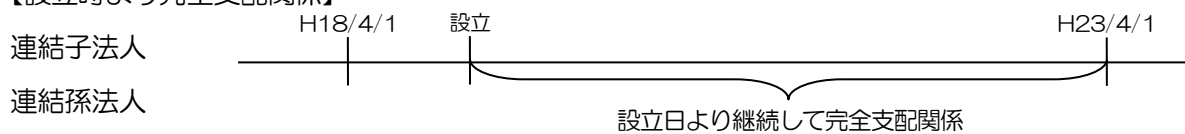
- ②5年超、継続して完全子法人である法人

【5年超の長期保有】



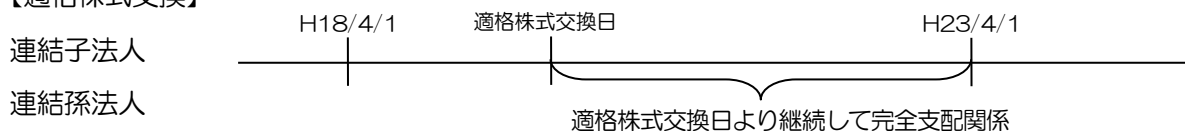
- ③5年以内に連結親法人や連結子法人に設立された子法人等で、設立日より継続して完全支配関係にある法人

【設立時より完全支配関係】



- ④連結親法人や連結子法人により5年以内に適格株式交換された株式交換完全子法人等で、適格株式交換の日より継続して完全支配関係にある法人

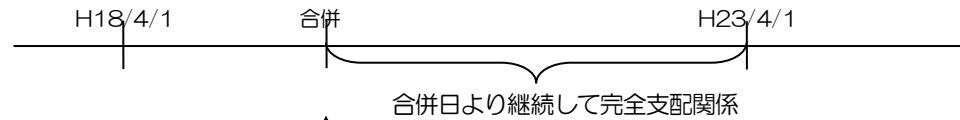
【適格株式交換】



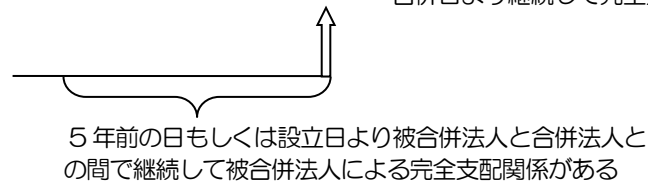
- ⑤ 5年以内に適格合併・適格株式交換・適格株式移転（適格合併等）により完全支配関係を有することになった法人（ただし5年間若しくは設立日より継続して被合併法人等による完全支配関係のあった法人）で、当該適格合併等の日より継続して完全支配関係にある法人

【逆さ合併等】

連結子法人
(合併法人)



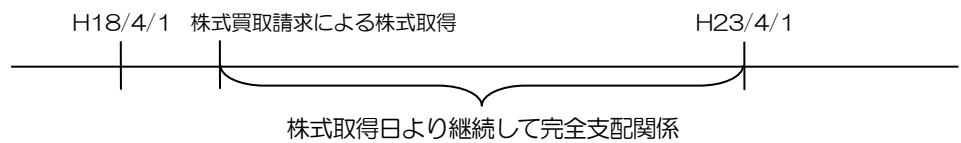
(被合併法人)



- ⑥ 5年以内に法令の規定（株式買取請求等）に基づく株式の当該法人・親法人・その100%子法人の買取りにより100%子法人となった法人

【株式買取請求】

連結子法人



—留意事項—

- ① 平成22年度税制改正により、連結子法人のうち加入日から2ヶ月以内に離脱する法人については、時価評価対象外となりました。
- ② 時価評価対象子法人については、開始又は加入前に生じた欠損金については原則として切捨てになります。